

平成 29 年 9 月 28 日 公表

パブリックコメント手続の実施予告

対象案件	富良野市債権管理条例の制定について
意見募集期間	平成 29 年 10 月 12 日から 平成 29 年 10 月 31 日まで
公表場所 (供覧・閲覧)	<ul style="list-style-type: none">・ 行政情報コーナー ・ 山部 ・ 東山支所 ・ 文化会館・ 図書館 ・ 担当窓口 (財政課)・ ホームページ・ 広報ふらのおしらせ版 10 月号 (概要のみ)
意見提出方法	<ul style="list-style-type: none">・ 書面 (様式自由) による提出・ 封書、ファクシミリ、電子メール、録音テープ (記録性の確保可能なもの)、直接提出、意見箱 (公表場所に設置) への投函のいずれか・ 意見提出者は、住所・氏名を記入のこと (住所・氏名の公表は行わないが、記入のない意見には回答できない場合がある)
意見提出者	<ul style="list-style-type: none">① 市内に住んでいる方② 市内で働いている方③ 市内で学んでいる方④ 市内に事業所がある法人やその他の団体
意見提出先 (問合せ先)	総務部財政課財政係 郵便番号 076-8555 富良野市弥生町 1 番 1 号 電話 0167-39-2306 ファクシミリ 0167-23-2120 電子メールアドレス : zaisei-ka@city.furano.hokkaido.jp

広報紙 10 月号への掲載 (掲載日 9 月 28 日)

市のホームページへの掲載 (掲載日 9 月 28 日)